

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会一般事業主行動計画

「共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げる本会としては、職員自らの生活の安定と充実により、笑顔で市民に福祉サービスが提供できる活気ある職場環境づくりの実現に向け、全ての職員が仕事と家庭（子育て）を両立し、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるような雇用環境の整備を行う。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1 毎週水曜日の「ノー残業デイ」の徹底と所定外労働時間の削減を職員へ周知する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 平成27年5月～ 所定外労働時間の原因の分析し、管理職を対象とした意識改革の研修を実施
- 平成27年9月～ 全職員へ再度「ノー残業デイ」の徹底と所定外労働時間の削減を周知するとともに、各部署における問題点の検討を行う

目 標 2 夏季特別休暇や代休・振休・年次有給休暇の取得促進のため、職員へのPRを行う。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 平成27年5月～ 職員の休暇等取得率の調査を実施
- 平成27年7月～ 職員へ夏季特別休暇の完全取得および年次有給休暇を当該年度で最低5日以上取得するようPRの実施

目 標 3 男性の育児参加・育児休業に関する研修および男性の育児休業取得を促すための周知を行う。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 平成27年7月～ 該当者の把握を行うと共に、周知内容の検討
- 平成27年10月～ 該当者に男性の育児休業等に関する周知を行う

目 標 4 育児休業や産前産後休暇制度の周知を図り、休業中および復職後の処遇に関する情報を提供する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 平成27年7月～ 職員に育児休業や産前産後休暇制度の情報を提供する内容検討
- 平成27年9月～ 職員に情報提供を行い、周知する